

## 暴風・大雨等の警報発令時の登校について

- 1 警報（暴風、大雨、大雪、暴風雪）が、かつらぎ町（学校所在地）に発令されている場合、
  - （1）在宅中の時は、そのまま自宅で待機とします。
  - （2）登校途中の時は、安全確保に注意してできるだけ早く自宅に帰り待機とします。
- 2 かつらぎ町に上記の警報が発令されておらず、自宅地域および通学経路上の地域に発令されている場合は、該当生徒は自宅待機とします。
- 3 かつらぎ町に発令された上記警報が、
  - （1）6時30分以前に解除された場合は、平常授業を実施します。
  - （2）8時30分以前に解除された場合は、11時より授業を実施します。
  - （3）11時以前に解除された場合は、13時30分より授業を実施します。
  - （4）11時を過ぎても解除されない場合は、自宅学習とします。  
※警報解除後に授業を実施する場合、当日の全ての授業の用意をして登校させてください。  
※警報が解除されても上記の時間までに登校できない状況にあるときは、遅れて登校するか自宅学習とするかを学校に連絡してください。その判断については保護者にお任せします。
- 4 授業中に上記の警報が発令された場合は、学校で次のいずれかの適切な処置をとります。
  - （1）直ちに授業をとりやめ、安全に注意して下校させる。
  - （2）危険と思われる地域の生徒を待機させ、その他の生徒を下校させる。
  - （3）全校生徒を学校内に待機させる。
- 5 洪水警報、その他の警報、竜巻注意情報等が発令されている場合
  - （1）平常通り授業を行います。地域の状況に応じて保護者が判断してください。
  - （2）登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨を連絡してください。
- 6 その他
  - （1）問合せが殺到すると緊急の連絡に支障が生じます。最小限にとどめるようにご協力ください。
  - （2）特別警報（波浪・高潮を除く）についても、上記警報と同様の扱いとします。

## 警報は発令されていないが、 大雨・洪水・降雪等で登校が困難な場合について

警報は発令されていないが、大雨・洪水・降雪等で、登校が困難な場合でも、学校からは基本的に連絡はありませんので、以下のように対処してください。

- 1 学校・駅までの通学路が安全でなく、電車も運行されていない場合は、車等の他の交通手段が確保できない場合、自宅で待機してください。  
通学路の安全、電車の運行が確認されたら、その時点から、登校してください。
- 2 電車が運行されているが、学校・駅までの通学路は安全でない場合は、車等の他の交通手段が確保できない場合、自宅で待機してください。  
通学路の安全が確認されたら、その時点から、登校してください。
- 3 電車通学生で、駅までの通学路は安全だが、電車が運行されていない場合は、車等の他の交通手段が確保できない場合、自宅で待機してください。  
電車の運行が確認されたら、その時点から、登校してください。
- 4 その他
  - （1）学校・駅までの通学路が安全かどうかは、保護者の方で判断をして下さい。
  - （2）問合せが殺到すると緊急の連絡に支障が生じます。最小限にとどめるようにご協力ください。

## 定期考査中の暴風・大雨等の警報発令について（令和2年7月10日改訂）

- 1 警報（暴風、大雨、大雪、暴風雪）が、かつらぎ町（学校所在地）、または、「橋本市・伊都郡（かつらぎ町・九度山町・高野町）・紀の川市・岩出市・和歌山市」に、6時30分を過ぎて、いずれか一カ所でも、発令されている場合、予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期します。

自宅地域および、通学経路上の地域に発令されている場合、該当生徒は、自宅待機とします。

※6時30分以前に全て解除された場合は、予定通りの定期考査を実施します。

- 2 かつらぎ町以外の地域に警報が発令されているが、かつらぎ町に発令された警報が解除された場合、

(1) 6時30分以前に解除された場合は、予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期し、**その曜日の授業を4限まで実施します。**

(2) 8時30分以前に解除された場合は、予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期し、**11時より、その曜日の授業を4限まで実施します。**

(3) 8時30分を過ぎても解除されない場合は、予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期し、自宅学習とします。

※授業には、その曜日の全ての授業の用意をして登校してください。

※警報解除後の登校については、別紙『警報は発令されていないが、大雨・洪水・降雪等で登校が困難な場合』を参照にしてください。

自宅地域および、通学経路上の地域に発令されている場合、該当生徒は、自宅待機とします。

- 3 定期考査中に上記の警報が発令された場合は、学校で次のいずれかの適切な処置をとります。

(1) 直ちに授業をとりやめ、安全に注意して下校させる。

(2) 危険と思われる地域の生徒を待機させ、その他の生徒を下校させる。

(3) 全校生徒を学校内に待機させる。

- 4 その他

(1) 問合せが殺到すると緊急の連絡に支障が生じます。最小限にとどめるようにご協力ください。

(2) 特別警報（波浪・高潮を除く）についても、上記警報と同様の扱いとします。

(3) 交通機関等に乱れが生じた場合は、その都度判断させていただきます。